

## ■通関士試験まるわかりノート（2021年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.11 右上 参照条文	参照条文＝関税法第40条、 <u>第43条の2</u> 、第45条、第56条	参照条文＝関税法第40条、 <u>第42条の2</u> 、第45条、第56条
P109 4. 電子情報処理組織を使用し て行うことができない税関手続 の例	①審査請求 ② <u>通関手帳（ATAカルネ）を税関に提出すること により行う輸入申告等</u>	① <u>再調査の請求</u> 、審査請求 ② <u>通関業の許可申請</u> ③通関業務を行う営業所の新設の許可申請
P204 1. (1) 特恵受 益国等からの全 面適用除外措置 (全面卒業)	(注) 平成31年度 <u>以降</u> 、中国、タイ、メキシコ、マ レーシア、ブラジル、 <u>パラオ</u> の <u>6</u> ヶ国が全面卒 業。	(注) 平成31年度 <u>から</u> 、中国、タイ、メキシコ、マ レーシア、ブラジルの <u>5</u> ヶ国が全面卒業。
P206 特恵関税供与方 式の概要	表中 特恵受益国（地域） <u>127</u> カ国及び5地域 特別特恵受益国 <u>45</u> カ国	表中 特恵受益国（地域） <u>128</u> カ国及び5地域 特別特恵受益国 <u>46</u> カ国
P247 例題の「解説」	(正＝2、3、4、 <u>5</u> )	(誤＝1、 <u>5</u> )